

各専門部会等取組状況報告書

専門部会名	事務局会議
担当する「ながふく障がい者プラン」の重点施策	③ 基幹相談支援センターの設置
	④ 個別訪問調査の実施
その他の取組事業	1 地域生活支援拠点の整備
協議内容	＜第1回＞平成29年4月13日（木）15：00～16：30 (1) 障がい者相談支援センターでの相談業務で抽出された課題について (2) 平成29年度年間スケジュール及び目標等について ＜第2回＞平成29年5月11日（木）15：00～16：30 (1) 基幹相談支援センターの設置に向けた意見交換会について (2) 障がい者相談支援センターでの相談業務で抽出された課題について (3) 個別訪問調査について ＜第3回＞平成29年7月13日（木）10：00～12：00 (1) 基幹相談支援センターの設置に向けた意見交換会について (2) 障がい者相談支援センターでの相談業務で抽出された課題について (3) 個別訪問調査について ＜第4回＞平成29年9月21日（木）10：30～12：00 (1) 基幹相談支援センター設置に向けた意見交換会について (2) 障がい者相談支援センターでの相談業務で抽出された課題について (3) 個別訪問調査について ＜第5回＞平成29年11月9日（木）15：00～16：30 (1) 障がい者相談支援センターでの相談業務で抽出された課題について (2) 個別訪問調査について ＜第6回＞平成30年1月11日（木）15：00～16：30 (1) 障がい者相談支援センターでの相談業務で抽出された課題について (2) 個別訪問調査について ＜第7回＞平成30年3月8日（木）15：00～16：30 (1) 障がい者相談支援センターでの相談業務で抽出された課題について (2) 長久手市障がい者基幹相談支援センターについて (3) 個別訪問調査について
今後の課題、取組	・基幹相談支援センターの設置に向けて、必要な機能・役割等について、別紙のとおりとりまとめを行った。今後は、実際の活動状況等を踏まえ、基幹の機能や役割等について適宜見直し等を行い、より有効な運営等について協議していく。 ・個別訪問調査を引き続き実施する。 ・地域生活支援拠点の整備について、本市における社会資源の整備状況等を踏まえ、本市に合った方法を研究する。 ・相談支援センターで相談を受けることにより抽出された課題等を各専門部会に割り振り、解決に向け取り組む。

長久手市障がい者基幹相談支援センターにおける 主な機能・役割（案）

【国が示す主な業務】

（平成 18 年 8 月 1 日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「地域生活支援事業の実施について」（抜粋））

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、地域の実情に応じて以下(1)～(4)を行う。

(1) 総合的・専門的な相談支援の実施

ア 障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的な相談支援や専門的な相談支援の実施

(2) 地域の相談支援体制の強化の取組

ア 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言

イ 地域の相談支援事業者の人材育成の支援（研修会の企画・運営・日常的な事例検討会の開催、サービス等利用計画の点検・評価等）

ウ 地域の相談機関（相談支援事業者、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等）との連携強化の取組（連携会議の開催等）

(3) 地域移行・地域定着の促進の取組

ア 障害者支援施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発

イ 地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート

※ 基幹相談支援センターは、地域の実情に応じて市町村が設置する協議会の運営の委託を受ける等により、地域の障害者等の支援体制の強化を図る。

(4) 権利擁護・虐待の防止

ア 成年後見制度利用支援事業の実施

イ 障害者等に対する虐待を防止するための取組

国が示す主な業務について、を中心として市の実情を踏まえ実施。（具体的には以下）

(1) 上記(1)「総合的・専門的な相談支援の実施」に関して・・・

ア 指定特定・指定一般・指定障害児相談支援事業所の指定取得、市町村相談支援事業の受託

イ 困難事例（※）への対応

※困難事例・・・手間を要する案件（個別具体的には基幹と地域の相談支援事業所、市等で要検討）。

手間を要する案件とは、

- (1) 社会資源がない（既存のサービスがない、支援の担い手がない等）
- (2) 主として本人への支援に手間を要する（強度行動障害等重度障がい、帰る場所がない触法障がい者、医療的ケアを要する障がい児 等）※支援が軌道に乗り状況が変わらない
- (3) 世帯全体への支援に手間を要する（世帯全員が支援を要する状態（認知症の母と知的障がいの子ども）、支援拒否、虐待の恐れがある、苦情が多い（どんな支援をしても怒る、訴えられる）等）

- ウ 個別訪問調査の実施
 - エ 24 時間 365 日対応
包括同様に常時連絡がとれる体制を整備。
 - オ 就労支援コーディネーターの配置
 - カ 各種専門相談機関との連携
 - キ 市町村相談支援事業の実施（障がいに関するあらゆる相談を受付）
基幹にて実施。（詳細は以下のとおり）
 - （ア） 計画相談支援（障害児相談支援）を利用している方からの相談
相談支援専門員の属する指定特定（障害児）相談支援事業所が対応。
 - （イ） 計画相談支援事業を利用していない方からの相談
基幹相談支援センターが対応。（相談者が地域の相談支援事業所での相談を希望された場合等除く。）
- ※地域の相談支援事業所の質の向上も併せて行い、将来的には地域の相談支援事業所でも市町村相談支援が実施できるようにする。

【障害者総合支援法及び児童福祉法に規定される障がいに係る相談支援事業】

大きく分けて以下の 4 つに分類される。

1 特定相談支援事業

(1) 根拠法

障害者総合支援法第 5 条第 1 6 項

(2) 具体例

サービス等利用計画に付随する相談（事業所を変更したい、時間数を増やしたい等）を主として行う。

(3) 財源

扶助費（個別給付（国県補助あり））

2 一般相談支援事業

(1) 根拠法

障害者総合支援法第 5 条第 1 6 項

(2) 具体例

長期入院等から地域生活に移行するための支援及び地域で定着するための支援（緊急時の対応等）を主として行う。

(3) 財源

扶助費（個別給付（国県補助あり））

3 障害児相談支援事業

(1) 根拠法

児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 6 項

(2) 具体例

障害児支援利用計画に付随する相談（事業所を変更したい、時間数を増やしたい等）を主として行う。

(3) 財源

扶助費（個別給付（国県補助あり））

4 市町村相談支援事業

(1) 根拠法

障害者総合支援法第77条第3項（地域生活支援事業）

(2) 具体例

サービス等利用計画に直接関係しない相談（精神不安による妄想（家族がお金を盗む、隣の家から監視されている等）、
〇〇制度について知りたい等）を主として行う。

(3) 財源

委託費（障がい者相談支援センター委託（本来は市単費だが、現在はその他業務と一体的に実施しているため国県補助あり））

(2) 上記(2)「地域の相談支援体制の強化の取組」に関して…

ア 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言

基幹による地域の相談支援事業者への随時訪問、相談支援連絡会による指導、助言等

イ 地域の相談支援事業者の人材育成の支援（研修会の企画・運営・事例検討会の開催、サービス等利用計画の点検・評価等）

研修会、事例検討会、サービス等利用計画の点検・評価の実施

ウ 地域の相談機関（相談支援事業者、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等）との連携強化の取組（連携会議の開催等）

既存の会議を活用し、各相談支援機関等が独自で実施している取組及び今までの支援事例等を集約、関係者間でノウハウの共有等により、相談員の資質向上を目指す。（以下、例示）

（ア）基幹運営会議【新規】（毎月）

基幹と市にて、基幹の運営及び自立支援協議会の開催内容等について協議。

（イ）相談支援連絡会（毎月）

地域の相談支援事業所等と基幹にて、各事業所の現状報告やケース相談及び移管調整等を行う。

（ウ）地域生活支援部会（隔月）

障がい児者以外を受け持つ各種相談支援実施機関（包括や困窮等）と連携し、複合的多問題を抱える方に対する支援体制整備等について協議。

(3) 上記(3)「地域移行・地域定着の促進の取組」に関して…

ア 障害者支援施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発
精神障がい者支援部会等を活用して実施。

イ 地域生活を支えるための体制整備（自立支援協議会及び各種専門部会の企画運営等）
自立支援協議会及び各種専門部会の企画運営。（計画策定部会及び計画評価部会を除く）

(4) 上記(4)「権利擁護・虐待の防止」に関して…

ア 成年後見に関しては、既に設置される尾張東部成年後見センターと連携して実施。

イ 虐待防止に関しては、現在委託している以下(ア)～(エ)に加え、下記(オ)～(キ)を新たに

委託。

- (ア) 事実確認に係る同行（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、虐待防止法）第 9 条第 1 項）
- (イ) 一時保護に係る支援（虐待防止法第 9 条第 2 項）
- (ウ) 被虐待者の保護及び自立の支援（虐待防止法第 9 条第 3 項）
- (エ) 事実確認のための立入り及び調査の同行（虐待防止法第 11 条第 1 項）
- (オ) 通報又は届出の受理。（虐待防止法第 32 条第 2 項第 1 号）
- (カ) 障がい者虐待の防止及び障がい者の保護のため、障がい者及び養護者に対する相談、指導及び助言。（虐待防止法第 32 条第 2 項第 2 号）
- (キ) 障がい者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他の啓発活動。（虐待防止法第 32 条第 2 項第 3 号）